

いわゆる谷間世代への一律給付実現を求める会長声明

1 司法修習生とは、司法試験に合格等し、裁判官、検察官、弁護士になるために修習を受ける者です。

司法修習期間は、現在、約1年間とされており、当該期間、修習専念義務が国から課されており、修習に専念するため副業等が原則禁止されています。

2 裁判官、検察官、弁護士は、三権のうち司法権を担う者であり、これらの者の養成は、国の責務とされ、従前、司法修習生に対しては、国家公務員の初任給並みの給与が支給されていました。

しかしながら、2011（平成23）年採用の新第65期司法修習生から当該給与支給が打ち切られることとなり、2011（平成23）年度から2016（平成28）年度までの6年間に修習した新第65期から第70期の司法修習生（以下、「谷間世代」と言います。）は、無給で司法修習を強いられることとなりました。

もともと、司法修習生には先に述べた修習専念義務が課せられたままであったことから、司法修習生が国から金銭を借り司法修習中の生活費等に充てるという、いわゆる貸与制が導入されることになりました。

これにより谷間世代の大半は、修習期間中の生活費として合計300万円ほどを国から借り入れて修習に専念することを余儀なくされました。

その後、当該貸与制の見直しが行われ、2017（平成29）年採用の第71期以降の司法修習生は、月額13万5000円の給付を受けられるようになりました。

3 以上の経緯から明らかなように、谷間世代は、国から金銭的給付を受けることなく司法修習に専念することを余儀なくされていました。このような状況は、旧第65期修習生以前と第71期修習生以降の修習修了者に比して著しく不公平・不平等です。

それのみならず、先に述べたとおり、司法修習制度は、修習専念義務を課したうえで国の責任で法曹を養成する制度ですから、司法修習生が修習に専念できるよう生活保障を行うべきであり、これを無給とすることは許されるべきではありません。しかも、谷間世代の法曹は、約1万1000人に達し、全法曹の約4分の1を占めます。

既に貸与金の返済が始まっている期もあることからすれば、制度の是正は、喫緊の課題です。そのため、日本弁護士連合会は、谷間世代に対し、独自に一律20万円の給付金を支給する等一定の支援を行うと共に、国に対し、その是正措置を求めてきました。当会としても、2019（平成31）年2月25日付けで『谷間世代』に対する不公平・不平等の是正措置を求める会長声明」を公表し、2019（平成31）年度からは当会に所属する谷間世代の会員に対し、独自に支援金を支給する取組を行っています。しかし、現時点まで、国による救済は行われておりません。

そこで、当会は、政府（特に法務省、財務省）、最高裁判所及び国会に対して、新第65期から第70期の司法修習修了者に対する一律給付を実現するよう強く求めます。

2023（令和5）年3月10日

島根県弁護士会

会 長 光谷 香朱子